

学習者用コンピュータ（Chromebook） 862台（賃貸借）に関する質問と回答

質問	回答
・ 入札説明書 7 入札手続等 （7）契約形態 において 「落札者は徳島県に補助金を申請し、その交付決定を経た後に 契約を締結するものとする。」とありますが 契約書案を提示頂くことは可能でしょうか。	契約書案については下記のとおりです。
・ 入札説明書 7 入札手続等 （7）契約形態 において 「補助金を申請し、その交付決定を経た後に契約を締結するもの とする」とありますが契約締結の用途を想定されておりましたら ご教示頂くことは可能でしょうか。	令和 7 年 8 月下旬頃を想定しています。
・ 受注者起因ではない事由により補助金採択日が予定より 大幅に遅延し、賃貸借期間や契約金額（調達価格変動や金利変動等） に見直しが必要となった場合は別途協議として頂くことは可能 でしょうか。	仕様書 3 および 4 に示すとおりです。
・ 補助金の入金までは「リース契約者決定→補助金申請→ 交付決定→リース開始→実績報告→交付額確定→補助金の請求 →補助金の支払い」という流れになる認識です。滞りなく手続きが 進んだ場合、借入開始後 2 ヶ月以内での入金となる想定でよろしい でしょうか。	仕様書 4 に示すとおりです。
・ 補助金について、万が一、事業者の責によらず、 補助金の交付が受けられない状況が発生した場合、また減額や 返還義務が発生した場合には、事業者側は費用負担しない、もしくは 別途協議となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

学習者用コンピューター（Chromebook） 862台の賃貸借契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が所有する学習者用コンピューター（以下「端末」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約の条項及び教育用タブレット（Chromebook）862台の賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところに従って、乙の所有する端末を甲の使用に供し、甲は、これを賃借する。

（要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1） 端末の詳細 仕様書のとおり
- （2） 賃貸借料 月額 金*****円（うち消費税及び地方消費税額 金*****円）
- （3） 納入期日 令和7年9月30日
- （4） 納入場所 仕様書のとおり
- （5） 契約保証金 免除

（契約の期間）

第3条 契約の期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。ただし、翌年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

（賃貸借料の支払）

第4条 乙は、端末等の賃貸借料について使用月の翌月初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して、30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

（端末の引渡し）

第5条 借入端末の引渡しに要する費用は、乙の負担とする。

（管理上の注意）

第6条 甲は、善良なる管理者の注意をもって端末を管理するものとする。

（端末の保守）

第7条 端末故障時等の保守については、仕様書に定めるところによるものとする。

(保険)

第8条 乙は、端末について、乙の費用で動産総合保険を付保する。ただし、新価特約付き動産総合保険と同等の保証で、仕様の要件を満たせる内容であれば、必ずしも新価特約付き動産総合保険を付保する必要はない。

- 2 甲の故意又は重大な過失により損害が発生し、動産総合保険等によって損害が補償されない場合は、甲がその損害を乙に補償する。

(立入権及び秘密保持)

第9条 乙（乙の指定する者を含む。次項においても同じ。）は、端末の納入及び引取りのため、端末の納入場所に立ち入ることができる。

- 2 乙は、前項の立入りに際して得た甲の業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後においても、また同様とする。

- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の事前の承諾なく秘密情報を必要最小限の範囲において開示することができるものとする。

(1) 法律の要請により開示する場合

(2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家に開示する場合

(3) 乙の親会社

(4) 再委託先

- 4 乙が前項の第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該第三者の行為について乙が責任を負うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、継承し、一括して下請け若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(端末の引取り)

第11条 この契約に基づく賃貸借が終了した場合又は端末の一部を変更した場合において、端末の全部又は一部が不要になったときは、乙の責任と負担において端末を引き取り、端末内に保存されているデータを甲が指定する方法により消去し、それらの適切な処理を行ったことを示す文書を提出すること。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(4) 契約条項に違反したとき。

(5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(契約の内容変更)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができるものとする。

2 甲及び乙は、物価の変動、その他特別の事情により賃貸借料の額が著しく不当となった場合は、その実情に応じ、甲乙協議の上、賃貸借料の額を変更することができるものとする。

(情報セキュリティ要件)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙

別記 1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第 3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第 4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第 5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第 6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第 10 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第 11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第 15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。